

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正について

(平成22年4月22日公布、10月1日施行)

【改正前】特定建築物についての届出事項

特定建築物の所有者または全部の管理の権原者(所有者等)は特定建築物について都道府県知事等への届出が義務づけられている。

<届出事項>

- (1) 特定建築物の名称
- (2) 特定建築物の所在場所
- (3) 特定建築物の用途
- (4) 特定用途に供される部分の延べ面積
- (5) 特定建築物の構造設備の概要
- (6) 特定建築物の所有者等の氏名及び住所
(法人の場合:名称、事務所所在地及び代表者氏名)
- (7) 建築物環境衛生管理技術者の氏名等
- (8) 特定建築物の使用開始日

- 不動産の証券化等により建築物の所有及び管理の形態が多様化し、「所有者等」と「特定建築物維持管理権原者」が異なる事例が報告された。
- 「特定建築物維持管理権原者」に係る届出事項がない。
- 都道府県知事等において、届出や改善指導等の際に混乱する状況が見受けられた。

一層の衛生水準の向上を図るためには、特定建築物維持管理権原者を把握する必要がある。

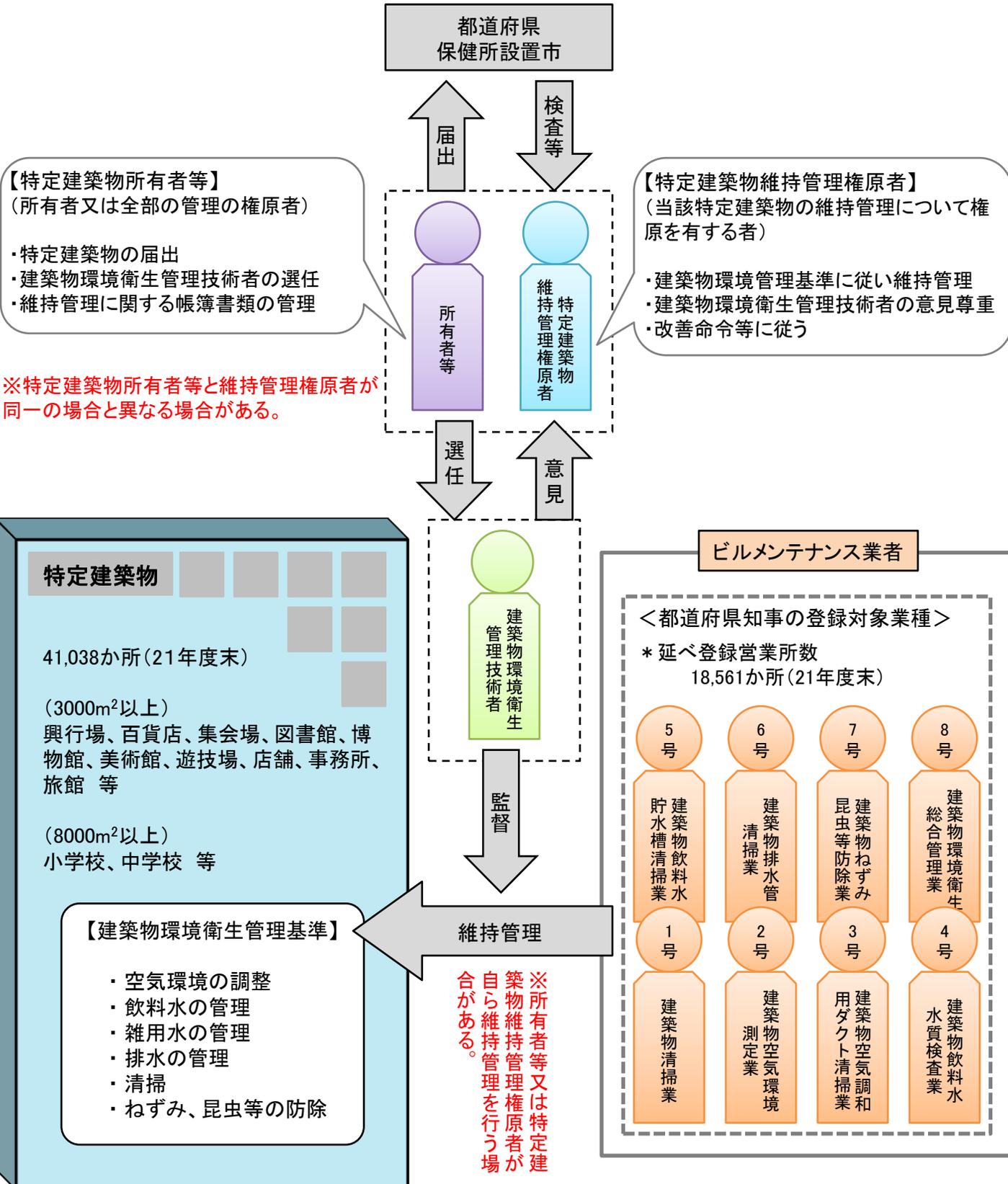
省令改正

- ・届出事項に、特定建築物維持管理権原者の氏名及び住所(法人の場合は、名称、事務所所在地及び代表者氏名)を追加した。
- ・届出の添付書類に、特定建築物維持管理権原者を証する書類を追加した。
- ・(経過措置)
既に届出されている特定建築物については、改正省令施行日(平成22年10月1日)から1年以内に追加した事項について届出ることとした。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

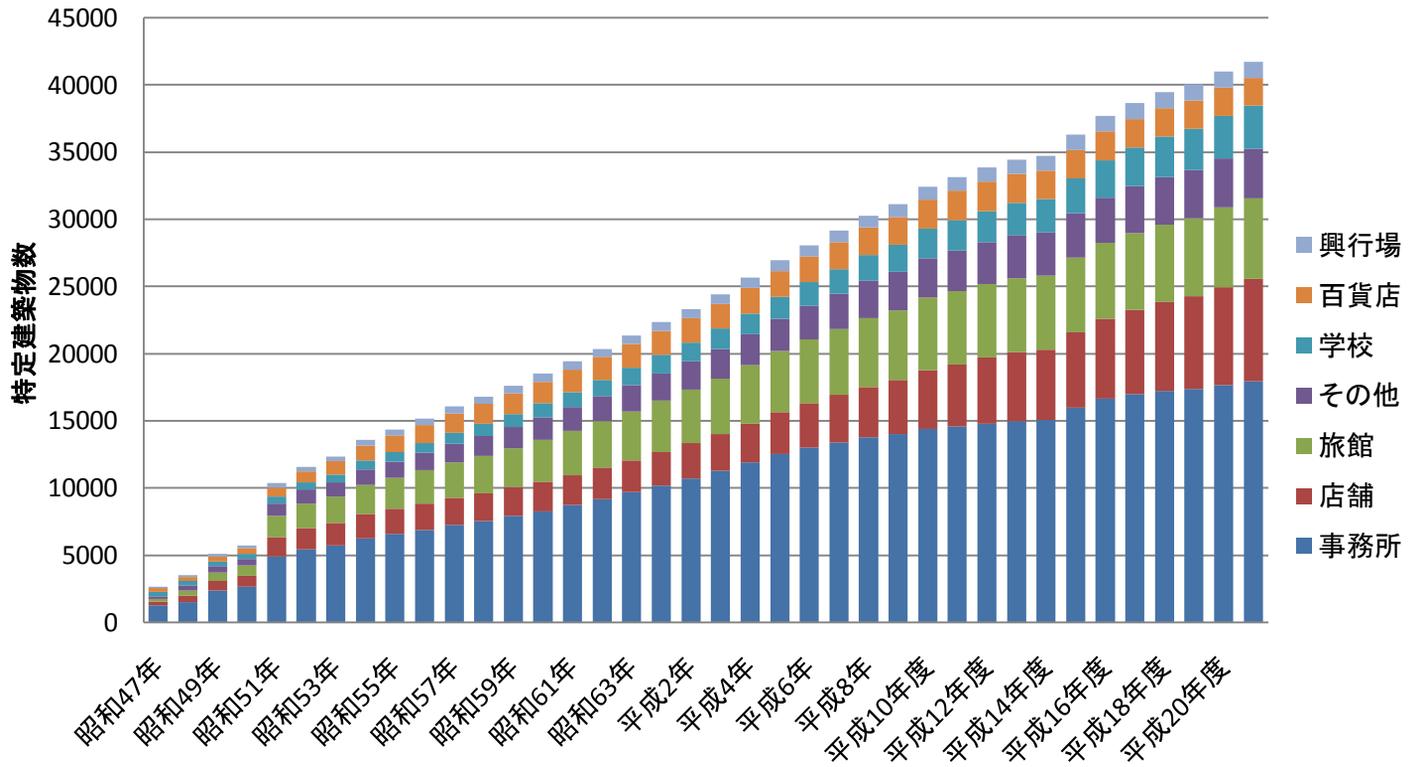
目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」

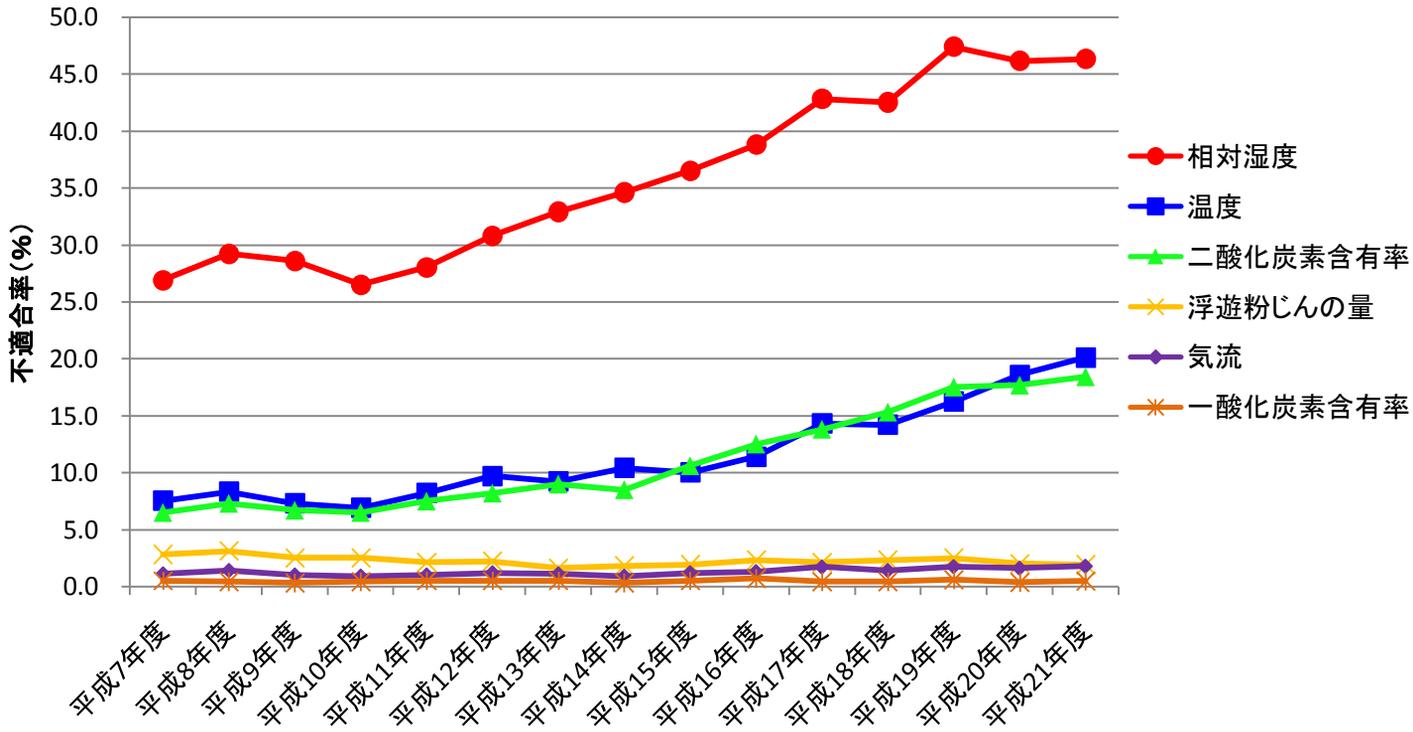


特定建築物の維持管理に係る現状

特定建築物数の推移



空気環境に係る不適合率の推移



建築物の所有者と維持管理担当者の参考例

	用途	所有者	維持管理担当者
A	事務所、ホテル、店舗、ホール	〇〇株式会社	〇〇ビルマネジメント
B	事務所、店舗	〇〇電鉄	〇〇ビルマネジメント
C	ホテル	〇〇電鉄	株式会社〇〇ホテル
D	美術館	〇〇市	△△エージェンシー・〇〇ビルマネジメント共同事業体
E	事務所、店舗	〇〇株式会社	〇〇ビルマネジメント
F	国立会議場	国・株式会社△△	株式会社△△
G	展示ホール	株式会社△△	株式会社△△

